

3・4 (同上)	実効度選択 (略)	3・4 (同上)	実効度選択 (略)
2 七一八 MHz を超え八〇三 MHz 以下、八一五 MHz を超え八九〇 MHz 以下、九〇 MHz を超え九六〇 MHz 以下、一、四二七・九 MHz を超え一、五一〇・九 MHz 以下、一、七四九・九 MHz を超え一、八七九・九 MHz 以下又は一、九二〇 MHz を超え二、一七〇 MHz 以下の周波数の電波を使用し、受信信号の拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップであるものの受信設備	項目 基地局 特性	三 時分割・符号分割多重方式携帯無線通信（設備規則第三条第四号に規定する時分割・符号分割多重方式携帯無線通信をいう。以下同じ。）を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性	三 時分割・符号分割多重方式携帯無線通信（設備規則第三条第四号に規定する時分割・符号分割多重方式携帯無線通信をいう。以下同じ。）の場合に、ビット誤り率が〇・一%以下

3・4 (同上)	実効度選択 上 (同上)	3・4 (同上)	実効度選択 上 (同上)
2 八一五 MHz を超え八九〇 MHz 以下、九〇〇 MHz を超え九六〇 MHz 以下、一、四二七・九 MHz を超え一、五一〇・九 MHz 以下、一、七四九・九 MHz を超え一、八七九・九 MHz 以下又は一、九二〇 MHz を超え二、一七〇 MHz 以下の周波数の電波を使用し、受信信号の拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップであるものの受信設備	項目 基地局 特性	三 時分割・符号分割多重方式携帯無線通信（設備規則第三条第四号に規定する時分割・符号分割多重方式携帯無線通信をいう。以下同じ。）の場合に、ビット誤り率が〇・一%以下	三 時分割・符号分割多重方式携帯無線通信（設備規則第三条第四号に規定する時分割・符号分割多重方式携帯無線通信をいう。以下同じ。）の場合に、ビット誤り率が〇・一%以下

度選択	実効	(略)		四〇六	(略)	3・4	(略)	
				度選択	(略)	実効	(略)	
搬送波を受信する陸上移動局にあつては各搬送波においてブロック誤り率が一〇%以下				七 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信（設備規則第三条第四号の五に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信をいう。以下同じ。）を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性	1 周波数分割複信方式を用いるものの受信設備	四〇六	(略)	
搬送波を受信する陸上移動局にあつては各搬送波においてブロック誤り率が一〇%以下				希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波をいう。以下この表において同じ。）の受信電力が基準感度（チャネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて八一五MHzを超えて八九〇MHz以下又は一、九二〇MHzを超えて二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（二）九九・三デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）（最大送信電力が二四デシベル以下のものにあつては、（二）九二・八デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）と/orする。以下基地局の欄において同じ。）の場合にスループットが	希望波の受信電力が基準感度（チャネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて八一五MHzを超えて八九〇MHz以下又は一、九二〇MHzを超えて二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（二）九九・三デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）（最大送信電力が二四デシベル以下のものにあつては、（二）九二・八デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）と/orする。以下基地局の欄において同じ。）の場合にスループットが	希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波をいう。以下この表において同じ。）の受信電力が基準感度（チャネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて八一五MHzを超えて八九〇MHz以下又は一、九二〇MHzを超えて二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（二）九九・三デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）（最大送信電力が二四デシベル以下のものにあつては、（二）九二・八デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）と/orする。以下基地局の欄において同じ。）の場合にスループットが	度選択	(略)

度選択	実効	上(同上)		四〇六	(略)	3・4	(略)	
				度選択	(同上)	実効	(同上)	
においてブロック誤り率が一〇%以下				七 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信（設備規則第三条第四号の五に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信をいう。以下同じ。）を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性	1 周波数分割複信方式を用いるものの受信設備	四〇六	(略)	
においてブロック誤り率が一〇%以下				希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波をいう。以下この表において同じ。）の受信電力が基準感度（チャネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて八一五MHzを超えて八九〇MHz以下又は一、九二〇MHzを超えて二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（二）九九・三デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）（最大送信電力が二四デシベル以下のものにあつては、（二）九二・八デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）と/orする。以下基地局の欄において同じ。）の場合にスループットが	希望波の受信電力が基準感度（チャネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて八一五MHzを超えて八九〇MHz以下又は一、九二〇MHzを超えて二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（二）九九・三デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）（最大送信電力が二四デシベル以下のものにあつては、（二）九二・八デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）と/orする。以下基地局の欄において同じ。）の場合にスループットが	希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波をいう。以下この表において同じ。）の受信電力が基準感度（チャネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて八一五MHzを超えて八九〇MHz以下又は一、九二〇MHzを超えて二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（二）九九・三デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）（最大送信電力が二四デシベル以下のものにあつては、（二）九二・八デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）と/orする。以下基地局の欄において同じ。）の場合にスループットが	度選択	(略)

その最大値の九五%以上

数の電波を使用するものにあつては（二）九六・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて一、四二七・九MHzを超えて一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（二）九七・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて一、四三二七・九MHzを超えて一、四三二七・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（二）九八・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて一、七四九・九MHzを超えて一、七四五・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（二）九八・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が一〇MHzの陸上移動局であつて八一五MHzを超えて二、一MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（二）九六・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が一〇MHzの陸上移動局であつて九〇〇MHzの陸上

その最大値の九五%以上

では（二）九六・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて一、四二七・九MHzを超えて一、五MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（二）九七・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が一〇MHzの陸上移動局であつて一、七四五・九MHzを超えて一、七四九・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（二）九八・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が一〇MHzの陸上移動局であつて八一五MHzを超えて八九〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（二）九六・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が一〇MHzの陸上移動局であつて九〇〇MHzの陸上

の陸上移動局であつて
超え九六〇 MHz 以下の周波数の電波を使用するものにあつては（二）九三・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとしベルとする）、チャネル間隔が一〇 MHz の陸上移動局であつて一、四二七・九 MHz を超え一、五一〇・九 MHz 以下の周波数の電波を使用するものにあつては（二）九四・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとしベルとする）、チャネル間隔が一〇 MHz の陸上移動局であつて一、七四九・九 MHz を超え一、八七九・九 MHz 以下の周波数の電波を使用するものにあつては（二）九五・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとしベルとする）、チャネル間隔が一五 MHz の陸上移動局であつて八一五 MHz を超え八九〇 MHz を超え九二〇 MHz の陸上移動局であつて八一五 MHz を超え二、一九二〇 MHz を超え九〇 MHz の陸上移動局であつて八一五 MHz を超え二、一七〇 MHz の周波数の電波を使用するものにあつては（二）九四・五デシベル

下の周波数の電波を使用するものにあつては（二）九三・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとしベルとする）、チャネル間隔が一〇 MHz の陸上移動局であつて一、四二七・九 MHz を超え一、五九九・九 MHz を超え一、七四九・九 MHz 以下の周波数の電波を使用するものにあつては（二）九五・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとしベルとする）、チャネル間隔が一五 MHz の陸上移動局であつて八一五 MHz を超え八九〇 MHz を超え九二〇 MHz の周波数の電波を使用するものにあつては（二）九四・五デシベル

あつては(二)九四・五デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)、チャネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(二)九一・五デシベル(一ミリワットを○デシベルとワットを○デシベルとする。)、チャネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて一、四五二MHzを超え一、五二〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(二)九二・五デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)、チャネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて一、七四九MHzを超え一、八九〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(二)九三・五デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)、チャネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて超え九〇〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(二)九四・五デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)、チャネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて超え九八〇MHzを超え八〇〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(二)九五・九デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)、チャネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(二)九六・九デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)、チャネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて超え九七・九MHzを超える。

シベルとする。)、チャネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(二)九一・五デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)、チャネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて一、四五二MHzを超え一、五二〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(二)九二・五デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)、チャネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて一、七四九MHzを超え一、八九〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(二)九三・五デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)、チャネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて超え九〇〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(二)九四・五デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)、チャネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて超え九八〇MHzを超え八〇〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(二)九五・九デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)、チャネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(二)九六・九デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)、チャネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて超え九七・九MHzを超える。

八〇・三 MHz 以下の周波数の電波を使用するものにあつては（二）九〇・

三デシベル（一ミリワットを○デシベルとす

る）、チャネル間隔が二〇 MHz の陸上移動局であつて一、四二七・九 MHz を超え一、五一〇・九 MHz 以

下の周波数の電波を使用するものにあつては（二）九一・三デシベル（一ミリワットを○デシベルとする）、チャネル間隔が二〇 MHz の陸上移動局であつて一、七四九・九 MHz を超え一、八七九・九 MHz 以下

の周波数の電波を使用するものにあつては（二）九一・三デシベル（一ミリワットを○デシベルとする）、チャネル間隔が二〇 MHz の陸上移動局であつて一、七四九・九 MHz を超え一、八七九・九 MHz 以下

の周波数の電波を使用するものにあつては（二）九一・三デシベル（一ミリワットを○デシベルとする）、チャネル間隔が二〇 MHz の陸上移動局であつて一、九二〇 MHz を超え一、一七〇 MHz 以下

の周波数の電波を使用するものにあつては（二）九三・三デシベル（一ミリワットを○デシベルとする）、チャネル間隔が二〇 MHz の陸上移動局であつて一、九二〇 MHz を超え一、一七〇 MHz 以上

一・三デシベル（一ミリワットを○デシベルとする）、チャネル間隔が二〇 MHz の陸上移動局であつて一、七四九・九 MHz を超え一、八七九・九 MHz 以下の周波数の電波を使用するものにあつては（二）九一・三デシベル（一ミリワットを○デシベルとする）、チャネル間隔が二〇 MHz の陸上移動局であつて一、九二〇 MHz を超え一、一七〇 MHz 以下の周波数の電波を使用するものにあつては（二）九三・三デシベル（一ミリワットを○デシベルとする）とす。以下陸上移動局の欄において同じ。）の場合において、スループットがその最大値の九五% 以上

以下陸上移動局の欄にあつては（二）九三・三デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）とする。

八
〇
十五
（略）
（略）
2

おいて同じ。)の場合に
おいて、スループットが
その最大値の九五%以

八
〇
十五
（略）
（略）
2
（同上）